

2026年4月1日

日本製紙パピリア株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員の女性比率を増やし、男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2031年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：正規従業員の総合職における女性の割合について、20%以上をめざす

<取組内容>

- 2026年4月～ くるみん認定を目指し、「子育てサポート企業」であることを社内外へアピールする。女性労働者の定着および採用につなげる。
- 2026年4月～ 自社ホームページ等で、社内で活躍する女性や女性に対する支援制度の紹介をする。

目標2：フルタイム従業員の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月30時間未満とし、かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の従業員がいないこと

<取組内容>

- 2026年4月～ 年次有給休暇の取得のための措置を実施する。具体的な内容は目標3で定める。

目標3：年次有給休暇の取得率を80%以上とする

<取組内容>

- 2026年4月～ 年次有給休暇の目標取得率を80%と定める。
年休の取得率向上につながるリリーフ要員等の適切な配置のために、人員の確保および定着に取り組む。
年2回開催する中央労使協議会において、取得状況の確認を行う。